

○グループ3 法定基準を上回る対策の実施

3-（1）特定運転者以外の運転者への計画的な適性診断（一般診断）の実施 【申請案内 P.48～49】

問1. どのように資料を提出したらよいかもう少し詳しく教えて欲しい。

答1. 下記の案内を参考にしてください

ア) 過去1年以内（2025年7月2日～2026年7月1日）に全ての選任運転者の3割以上が「適性診断（一般診断）」を受診している → a へ ・ していない → イ) へ

例：選任運転者が全員で11名いる場合

その3割にあたる人数は、11名 × 30% = 3.3名 ⇒ 4名分の受診結果が必要

a. 役職員名簿に記載のある、選任運転者4名分の「一般診断」受診結果を提出してください。

イ) 過去3年間（2023年7月2日～2026年7月1日）に全ての選任運転者が「適性診断（一般診断）」または「適性診断（特定の運転者に対する診断）」のどちらかを受診している → b へ ・ していない → ウ) へ

「特定の運転者に対する診断」とは、

- | |
|-----------------------------------|
| ① 死者または負傷者が生じた事故を引き起こした者（事故惹起運転者） |
| ② 運転者として新たに雇い入れた者（初任運転者） |
| ③ 高齢者（65歳以上の者をいう。）（高齢運転者） |

b. 選任運転者全員分の「一般診断」または「特定の運転者に対する診断」のいずれか受診結果を提出してください。

ウ) 以下のいずれかに当てはまる場合は ⇒ 対象外

- ・ 過去1年以内に選任運転者の3割以上が「適性診断」を受診しているが、「一般診断」のみではなく「特定の運転者に対する診断」を受診している者がいる。

例：選任運転者が全員で11名いる。「一般診断」の受診結果が3名分、「初任診断」の受診結果が1名分ある。

- ・ 過去3年以内に選任運転者の全員が「適性診断」を受診していない。

問2. 一般診断を行うことができる機器をレンタル（購入）したが、この機器から発行される一覧表でも加点の対象となるか。

答2. 申請案内 P.49 に記載の確認内容（ア）適性診断の種類、（イ）受診者氏名、（ウ）受診機関名、（エ）受信日、（オ）診断結果が確認できる書類を提出してください。

※上記確認内容の情報が不足する場合は、補足として機器のカタログや型番の分かる資料、またはレンタル（購入）したことが分かる書類（申込書・領収書等）を提出してください。

各種提出資料の記載内容より、加点の対象となるか判断します。

2026年度貨物自動車運送事業安全性評価事業（Gマーク制度）
よくある問い合わせ事項（Q&A）

更新：2026年4月27日

問3. 昨年3月に退職したドライバーが一般診断を受診しているが、対象となるか。

答3. 退職した人も対象となります。

例えば、受診が昨年1月の場合、「過去3年間」の受診評価の人数に入れ、申請営業所の取組として、問1. のイ) にて評価の対象とします。

※過去3年間、2023年7月2日～2026年7月1日の受診が必要です。

問4. 昨年3月に異動してきたドライバーが、異動前の営業所で昨年1月に一般診断を受診しているが、対象となるか。

答4. 異動してきた人も対象期間の範囲内に受診していれば対象となります。

例えば、受診が昨年1月の場合、「過去3年間」の受診のため、申請する営業所の取組として、問1. のイ) にて評価の対象とします。

受診結果を異動前の営業所から取り寄せてください。また、受診結果の書類に、異動前の営業所から取り寄せた旨を記載してください。

問5. 他社から転職してきたドライバーがいるが、対象となるか。また、改めて当社で初任診断等を受けていなければいけないか。

答5. 他社から転職してきたドライバーの対象期間内の受診結果を入手できていれば対象に含めて構いません。その場合、記載されている会社名が他社であっても対象とします。受診結果の写しに、転職前の他社で受診した旨を記載してください。

問6. 自社で適性診断の受診一覧を作成して管理しているが、対象となるのか。

答6. 対象となりません。必ず受診機関発行の書類を添付してください。

自社で作成した書類の場合、実際に受診したのか確認ができませんので、そのみでは加点となりません。

問7. 受診日は2026年6月中だったが、受診結果は7月3日付けで発行されている。対象となるか。

答7. 対象となります。

受診日が2026年7月1日以前であることが確認できれば、受診結果（診断票等）の発行日が2026年7月2日以降であっても対象となります。